

**EPOにおける特許異議申立および異議決定不服審判の手続における
"Late-filed submission(s)"に関する最近の判例に基づく留意事項**

2016年12月12日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

EPOにおける当事者系手続としては、発行済特許に対する異議申立および異議決定不服審判の各手続が設けられています。異議決定不服審判において特許維持の審決が下された場合、異議申立人は、当該特許の有効性について、登録国の国内法の定める手続に従って更に争うことができます。これに対し、異議決定不服審判において特許取消の審決が下された場合、特許権者が不服を申立てる途は開かれていません。

EPOにおける特許異議申立手続において、当事者が新たな"document(s)" ("late-filed submission(s)")を証拠書類として提出することがあります。また、異議決定不服審判の手続において、異議申立手続中に提出されなかった"late-filed submission(s)"が提出されることもあります。

提出された"late-filed submission(s)"は、どのような場合に、証拠として採用することが許されるのかについて、過去の審決は必ずしも首尾一貫したものであるとは言えない状況にあります。このような状況下で、当事者にとって有用な解決策を示唆する審決が、最近、EPO 拡大審判部によって下されました。このことについて、以下に、説明します。

【全5頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

< 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>
< 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>
< 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>
< 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
< 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。